



Title	巻頭言
Author(s)	大坪, 喜久太郎
Citation	北海道大學工學部研究報告, 19, 1-4
Issue Date	1958-08-15
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/40644">https://hdl.handle.net/2115/40644</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	19_1-4.pdf



# 巻 頭 言

工学部長 大坪喜久太郎

建築工学科創立10周年記念号を発刊するにあたり乞われるままに一言序文とする。

暖い地方から北海道に移住して来た大部分の日本人は近々80年や90年で、その生活様式を根本的に変えることは理窟は兎も角なかなか難しいことである。殊に開拓の第一線にいる人々にはなお更困難であろう。しかしわれわれは今日の科学をもつてして気象条件を変えることが出来ないならば、この気象条件に適合する生活様式に一步でも近づくように、経済のゆるす範囲で努力すべきである。北海道の大部分の地域は日本としては寒さが厳しいのみならず、多雪という極めて困難な二重の悪条件下に物質的にも精神的にも受ける打撃は大きい。これを克服し、進んでこれを利用するようにするのが、ここに住む人々の責任であり、そうなくてはならないと思う。世界を広く見渡せば、北海道より遙かに寒冷で、気象条件の悪い所にも高度の文化が発達し、合理的、経済的な社会が形成されている例が沢山ある。否文化の歴史は印度、バビロン、エジプトから漸次北に移りつつあるのである。今日文化の発達している諸地域を手本にして、活様生式を科学的、合理的に北海道に適するように可及的速かに解決すべきである。その内の一つに先ず住の問題を積極的に取上げ、北海道の特異性に適合した建築様式、材料、施工、進んで住い方などについて、暖地と異つた考慮が払われるべきであり、冬季における保温、暖房、氷雪による被害対策、衛生施設等に関する重要にして喫緊な諸問題を解決すべきであろう。ここ数年来の新築建物には可成の改善と一般の寒地向き住宅に対する認識がようやく高まり、経済の復興と共に曙光を見つつあるが、なお遺憾ながら未解決の事項を多く残している現状である。このために更に強力な寒地住宅に対する一大研究機関の創設と共に住に対する道民の啓蒙運動が焦眉の急務と考えられる。ソヴィエトが樺太を占領して先ず日本住宅を彼等の様式に改造したと聞いている。もつて他山の石とすべきであろう。由来北海道の住宅様式は暖地の建築様式をそのまま採用し、住に対する考え方は未だ殖民地的であつて、約半歳に亘る越冬生活には独り燃料の損失が大なるのみならず、極めて不生産的、非衛生的であり、保健、衛生、経済上出々しい問題で一日も看過することが出来ない。このため一旦入殖したのもも永住の希望を失うものが多く、開発上の一大障害となつている。戦前大陸満州に寒地住宅を建設した経験を有する日本人である。今北海道にそれが出来ない筈がないと思う。北海道の個人住宅で寒地住宅の必要性が一般、痛切に認識し初めたのは終戦後のことである。一部の知識人は採暖方法について局部的に改善していたが建築材料そのものから考え初めたのは北大工学部に建築工学科が創立された昭和23年頃からと云つても過言ではあるまい。昔は焚く薪もふんだんにあつ

たのであろうが粋を凝らした本土そつくりの明けつばなしの大邸宅に一冬何敷(昔の1敷:6尺×6尺×3尺に積んだもの)焚くと得意そうに云っていたものである。道理で北海道広しと云えども手近かな所には薪にする立木など見たくともない。北海道一面に昼なお暗かつた原始の森の木をよくも燃やし続けたものと驚嘆する次第である。燃す木がなくなつたから、今度は石炭で採暖するようになった。これは昭和に入つてからである。札幌を例にとれば、冬の札幌の上空を円山の幌見峠や手稲の千尺高地から見れば真黒である。東風が吹けば煙の流れは遠く銭函の上空までたなびくのが見られ、俣観ではあるが、あの下に住むのかと思えばぞつとする。吐き出す煙突からの煙の一番濃度の高いのが大学と市役所のものだと聞くが皮肉である。それにしても札幌には各家庭の小煙突は1世帯1本としても、昭和33年5月1日調査で10万7千本ある。これから不完全燃焼した黒いものを吐き出せば市の上空は汚れるのは当然過ぎる程明らかかなことである。昭和32年に北大工学部に日本で初めて、衛生工学科が開設された。この学科に課せられた問題はこのことの解決のみならず更に多い。それはそれとして、世論の趣く所、昭和28年7月法律第64号をもつて「北海道防寒住宅建設促進法」が国会を通過して発布された。続いて同年10月1日施行規則が建設省令で、10月23日に防寒住宅の構造及び設備に関する技術事項を定める大蔵、建設省令が発令された。これはわれわれの最初の主張した通りにはならなかつたが、それでも日本で初めてのものであり、北海道にとって画期的の法律で、意を強うし、今迄、国会へ該法律案審議の委員会、その他に足を運んだ努力が報いられたと喜んだものであつた。第1条はこの法律の目的であつて「この法律は、北海道における寒冷がはなはだしいことにかんがみ、防寒住宅の建設及び防寒改修を促進することにより、その気象に適した居住条件を確保し、もつて北海道の開発に寄与し、あわせて北海道における火災その他の災害防止及び木材の消費の節約に資することを目的とする」とうたつていのである。そして第3条で国の責務として第1条の目的達成に国は財政上、金融上又は技術上の援助を与えるよう努めなければならないとしている。この法律によつて、公庫融資の住宅は木造を全廃する仕組みにした大英断のもので、北海道の住宅を一挙に寒地住宅に改善、促進しようと企てたものであつた。しかしそれが現在事実上その成果が差して得られず、実効を失つている実状にあるのは遺憾である。それは寒住法としてただ償還期限が本州より5年長い恩典が与えられているに過ぎないからである。この法律の成立当時、われわれは公庫の貸付率を8.5割以上を強く主張していたのであるが、諸般の情勢で8.5割で妥協成立させるより仕方がなかつたのである。この8.5割でも、頭金、償還金とも木造建築に比して少額ですむから寒住法の精神がままあ通つていのであるが、昭和30年度以降この貸付率が7.5割に引下げられた。その結果、道外の木造建築に比して多くの頭金を要し、勢い公庫資金を受ける階層を極度に限定する結果になつて、法律の第3条は殆んど死文化したのである。早くせめて8.5割を再現しなくてはならない。又寒住法の第4条には寒地住宅試験研究、指導並びに技術者養成に対して補助することを定めているが、現実には積極的の補助が欠けているのは残念である。更に第7条には「国又は地方公共

団体が北海道の区域内において建設する住宅は、これを防寒住宅とするように努めなければならない」としてある。しかしこれも補助率が全国一率にされているから、実際には家賃が割高となり、低額所得者の入居が一層困難となつて、寒住法が悪法であるかの如き錯覚を起すのも無理はない。従つて北海道に対する第1種公営住宅6割補助(本土5割)、第2種7.5割(同6.6割)に改訂が望まれる。かくてこそ燃料費が半減し、住みよい北海道となり、開発が円滑に進展されよう。北海道の家庭暖房用燃料は年間石炭約120万トン、薪炭約1,000万石である。この大約半分が節約され日本経済の他の面に活用出来よう。

昭和21年4月増田氏が北海道長官として来道されたが、当時第2次拓計が翌22年3月を以て終了することになつていたので第3次拓殖計画を樹立せねばならぬ破目におかれていた。そこで長官は21年7月にその原案作製のため一大総合開発委員会を設けられた。私も専門委員となり、その驥尾に附していた。開発を推進するにはどうしても住の問題を適切に解決せなくては困難なことを痛感した。その目的を達成するには先ず寒住の研究と北海道の気候風土に育つた若い技術者を養成するのが早道であり、それには北大工学部に建築工学科の設立するにあるという結論に到達した。幸い文部省の認める所となり、昭和23年9月3講座、翌24年6月2講座、25年4月残りの1講座が設置され、最初の予定していた6講座編成の北大工学部建築工学科が完全定員をもつて設置されたのである。即ち新設の講座名と職員配置は次表の通りである。

学 科	建 築 工 学 科								
講 座 名	第1講座	第2講座	第3講座	第4講座	第5講座	第6講座	共 通	計	
講 座 内 容	建築構造 第 1	建築構造 第 2	建築材料 建築施工 建築仕様	建築計画 第 1	建築計画 第 2	建築設備			
年 度 {	初	1	1	1	1			3	
	2		1		1			2	
	3							1	
教 授	1	1	1	1	1	1		6	
助 教 授	1	1	1	1	1	1		6	
助 手	2	2	2	2	2	2		12	
事 務 官							1	1	
雇 員	2	2	2	2	2	2		12	
備 人	2	2	2	2	2	2		12	
計	8	8	8	8	8	8	1	49	

学生定員は当初23年と24年は1学年25名であつたが、25年から30名、33年から33名更に明年から35名になる公算が大きい。かくの如く時勢の要求に応じ漸次収容学生の増加を

来たしつ々あることは慶賀に堪えない。かくて昭和23年9月開科してから早くも10年の歳月が過ぎ、優秀な学科構成諸教授により所期の目的である住に対する研究に、教育に将又寒地住宅に対する啓蒙に尽されつつあり、今300ページ余の大部の研究成果を記念号として上梓されることは真に同慶に堪えない次第である。学園は永遠であり、今後益々同科の発展を期して止まない。

昭和 33. 5. 13